

事業計画書

景気回復の兆しが見えてきたと言われておりますが、最低賃金で働く人も多く、生活困窮に陥った人たちの支援として、今年度から「生活困窮者自立支援法」が施行されますが、貧困・虐待・孤立死などの社会問題が山積する状況では、より一層の地域支援が必要となってきます。

25・26年度の2年間をかけて泉佐野市と合同で策定した、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進すると共に、今年度よりCSW事業の管理者として他法人のCSWと緊密な連携をとりながら地域福祉への支援強化を図ります。

また、ボランティアセンター事業では高齢者や障がい者の人たちが気兼ねなく参加できるように引き続きシャッピールームを開放します。さらに、サロン・ド・ボランティアを核とし、個別ボランティア発掘の為の各種講座やイベントを開催、登録グループについても引き続き、研修・会議室の貸し出しや情報提供を行い支援していきます。

地域包括支援センター事業については、高齢社会のニーズの増大に伴い、高齢者虐待防止・認知症サポーター養成講座・徘徊SOSネットワーク事業・認知症カフェの充実をめざし、関係機関と連携を図り各種講座を開催します。

昨年より受託している基幹相談支援センター（あいと）事業については、障がい者に寄り添った総合相談に努め、新たに市より受託する障害支援区分認定調査業務を加えることで細かく支援していきます。また、障がい者虐待防止センター・権利擁護支援センターの充実を図るために事業所と連携し、第三者後見人が他機関等で見つからない人に対し法人後見業務を進めます。

市立社会福祉センター管理運営については、市民に親しまれる福祉センターをめざし、安全に利用しやすい環境づくりに努め、高齢者・障がい者の交流機会づくりに努めます。

社協自主財源確保の為に、社協会員会費、共同募金、歳末助け合い募金の充実強化を図り、市民の人たちに様々な情報を発信するために、社協だよりやホームページの充実を図ります。

市民の皆様が必要とされる社協をめざして以下のとおり個別事業を推進して参ります。

〔1〕 法人運営関係

法人の核となる理事・評議員との連携を深め、社協組織の強化を目指し、市民に必要とされる法人運営に取り組んでいく。

1. 理 事 会	
(1) 定例理事会の開催	1 1 回
(2) 定例三役会の開催	随 時
(3) 担当理事会の開催	随 時
2. 評 議 員 会	
(1) 定例評議員会の開催	2 回
3. 研 修 会	
(1) 理事・監事研修会	1 回
(2) 評議員研修会	1 回
4. 監事による監査	1 回

〔2〕 地域福祉事業の推進

地域に暮らす誰もが安心して暮らせる街づくりをめざし、引き続き市内全地区に設置している 14 地区福祉委員会およびその支部福祉委員会への支援を行う。特に、市の実施する「地域の絆づくり登録事業」と地区福祉委員会との協定締結を推進し、高齢者・障がい者をはじめとした地域内の要援護者の把握と、それらの要援護者を対象者に含むふれあいサロンの実施を促進する。

また、一昨年から取り組んでいる「地域の暮らしを話す会」については、本年度も継続して行い、地域ニーズの把握に努め、地域福祉を推進する。

1. 連絡会等の開催
 - (1) 地区福祉委員会連絡会の開催 4 回
 - (2) 子育てサロン実施地区連絡会の開催 1 回
 - (3) 支部連絡会の開催 1 回
 - (4) 地区単位での「地域の暮らしを話す会」の開催 1 回（各地区）
2. 講習会・講座・研修会等の開催
 - (1) 小地域を支えるボランティア講座の開催 1 回
 - (2) 子育てサロン実施地区研修会の開催 1 回
 - (3) 先進地視察研修会の開催 1 回
 - (4) 小地域ネットワーク活動報告集会の開催 1 回
 - (5) その他、必要な研修会等の開催
3. 助成金の交付
 - (1) 活動実績に応じた地区福祉委員会活動助成金の交付
 - (2) 新規子育てサロン立ち上げ助成金の交付
4. その他
 - (1) 地区（支部）福祉委員会活動の広報（社協だより、ホームページ等）
 - (2) 協力員のボランティア保険加入
 - (3) 見守り対象者ファイルの整備促進と配布
 - (4) 地域における災害時避難行動要支援者個別避難支援計画の作成促進

- (5) 地域福祉活動に使用する資材等の貸し出し
- (6) 他機関の実施する研修会・講習会への参加

〔3〕 災害に強い街づくり事業の推進

来たるべき災害に備え、地域の自主防災組織の立ち上げや防災訓練への支援を行うとともに、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難支援計画の策定を関係機関との協力のうえで促進していく。さらに、26年度よりスタートした災害ボランティア事前登録者とともに、平時からの防災意識の高揚と発災時の迅速な対応のために社協災害救援マニュアルの理解・共有につとめ、災害に強い街づくりを目指す。

- 1. 関係役職員を対象とした災害発生時のシミュレーションの実施 1回
- 2. 災害ボランティア事前登録の推進および登録者への研修の実施
- 3. 災害時図上訓練用マップの提供および訓練の実施支援
- 4. 災害時要支援者支援の啓発
- 5. 災害発生地への職員およびボランティアの派遣
- 6. 他機関の開催する研修会・講習会への参加

〔4〕 ボランティアセンター事業の推進

市民にボランティア活動を周知し、理解と関心を深めるためにボランティアフェスティバルを開催し、新たなボランティアの発掘や、登録ボランティアの資質向上を図る為各種講座を開催する。

一昨年から実施している「ほっとサロン」を昨年度から運営しているシャッピールーム事業と統合し、シャッピー喫茶の中で引き続き高齢者や障がい者等の社会参加の場作りを行う。

- 1. ボランティアセンター事業
 - (1) ボランティアセンター運営委員会の開催 4回
 - (2) ボランティア運営委員視察研修会の開催 1回
 - (3) ボランティアセンター登録施設(団体)連絡会の開催 2回
 - (4) 善意銀行のPRと年間配分計画の答申・払出し
 - (5) ひとことポストの設置
 - (6) 市民を対象としたボランティアグループへの活動助成金の交付
 - (7) シャッピールームのボランティア運営委員、登録ボランティアによる当番等による運営
 - (8) 関係機関団体等との連携及び支援
- 2. サロン・ド・ボランティア推進事業
 - (1) サロン・ド・ボランティアの開設 12回
(12月はサロン・ド・クリスマス開催)
 - (2) ボランティアアドバイザー連絡会の開催 12回
 - (3) 新規登録施設(団体)による施設紹介の開催 随時

- | | |
|---|---------------|
| (4) カン・ド・ボランティア喫茶担当者連絡会の開催 | 1回 |
| 3. ボランティアグループ事業 | |
| (1) 登録ボランティアグループへの助言及び情報提供 | |
| (2) 登録ボランティアグループ連絡会の開催 | 2回 |
| (3) 朗読ボランティアの活動支援 | |
| (4) 社会福祉協議会が実施する事業への協力依頼 | |
| (5) 備品の無償貸し出し | |
| (6) ボランティアグループの研修、活動のため会議室の貸し出し | |
| 4. 広報・啓発の強化事業 | |
| (1) 社協だよりによるボランティアセンターのPR | |
| (2) 内部情報誌『ボランティアニュース』の発行 | 3回 |
| (3) 広報部会の開催 | 随時 |
| (4) ホームページの充実 | |
| (5) 活動写真パネルの新規作成と展示 | |
| 5. 講座及び研修会等の開催事業 | |
| (1) 新規登録ボランティアの為に「ボランティア入門講座」の開催 | 2回 |
| (2) 登録ボランティア資質向上の為に「ステップアップボランティア講座」の開催 | 1回 |
| (3) 登録ボランティア資質向上の為に「ボランティア研修・交流会」の開催 | 1回 |
| (4) 傾聴ボランティア養成講座の開催 | (3回連続講座×1クール) |
| 6. 各種イベントの開催 | |
| (1) 社協チャリティバザーの開催 | |
| (2) 社協ふれあいクリスマス会の開催 | |
| (3) 障がい児者ふれあいポッチャ交流会及びスクールの開催 | |
| (4) ボランティアフェスティバルの開催 | |

〔5〕総合相談事業の推進

身近な相談窓口として心配ごと相談所を関連団体の協力によって開設する。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 心配ごと相談所の開設 | |
| (1) 開設日 | 毎週1回(月曜日・午後1時～4時) |
| (2) 心配ごと相談所連絡会及び研修会の開催 | 1回 |
| (3) 心配ごと相談所出張相談所の開催 | 1回 |
| (4) 心配ごと相談所の啓発 | 随時 |

〔6〕コミュニティソーシャルワーカー(CSW)事業の推進

複雑な課題を抱えた方への支援を行うために、地区福祉委員会や民生委員児童委員などと連携し、ネットワークを構築し、身近な地域での要援護者の発見・つなぎ・見守りの機能強化を図っていく。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 制度の狭間にある要援護者への支援・連絡調整 |
| 2. 地区福祉委員会や民生委員をはじめとした関係機関との連携による、地 |

域でのネットワークづくりの推進

3. 地域支援検討会議の開催および開催支援
4. 災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成支援
5. 生活課題検討・調整会議の開催 随時
6. 地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会への参画

〔7〕在宅福祉活動の推進

在宅の高齢者や障がい者などの人たちが、安心して生活できるように地域の福祉ニーズに適応した在宅福祉活動を支援する。

1. 高齢者（世帯）給食サービス事業の実施
 - (1) 配 食 日 普通給食（週1回・火曜日／昼食）
おせち料理（12月31日／大晦日）
 - (2) 配 食 数 年間約2,000食（55食×36回・おせち料理含む）
 - (3) 施設（団体）連絡会の開催 1回
 - (4) 調理補助ボランティア連絡会の開催 1回
 - (5) キイステーション連絡会の開催 1回
2. 福祉車両及び車椅子の貸し出し
 - (1) 福祉車両及び車椅子の貸し出しPR
 - (2) 福祉車両及び車椅子の整備・点検
3. 有償協力員派遣事業の実施
 - (1) 有償協力員の派遣・調整
 - (2) 協力会員連絡会および研修会の実施
 - (3) 有償協力員運営会議の開催
 - (4) 事業周知と協力会員の養成

〔8〕地域包括支援センター事業の推進

地域包括支援センター事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目的に活動を行う。

高齢社会（ニーズの増大・単身世帯や認知症の人の増大）を見据えて、介護・医療・見守りなど様々な生活支援や権利擁護などを地域において包括的継続的に進めるための地域包括ケアシステムの構築に向けて事業展開する。

1. 支援の基盤整備
 - (1) 地域包括ケア会議の開催
 - (2) 高齢者虐待防止ネットワークの開催
 - (3) 在宅介護支援センターや地域関係機関との連携した活動
 - (4) 地域包括支援センターの広報
2. 総合相談・権利擁護
 - (1) 高齢者の総合相談、相談後の対応
 - (2) 成年後見制度の活用支援

- (3) 高齢者虐待への対応・防止活動
 - (4) 消費者被害防止活動
 - (5) 認知症高齢者に対する支援活動
 - ・ 認知症サポーター養成
 - ・ 徘徊 SOS ネットワーク事業
 - ・ 認知症カフェ開催 等
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (1) 介護支援専門員に対する個別および体制構築
 - (2) サービス担当者会議開催支援
 - (3) 事業者向け研修の開催
 - (4) 多職種連携事業
 4. 介護予防マネジメント
 - (1) 要支援者・2次予防事業対象者に対する介護予防ケアプランの作成
 - (2) ケアプランに対するモニタリング・評価
 - (3) 給付管理請求業務
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携
 - (5) 介護予防推進活動
 5. 介護支援サポーター事業

〔9〕基幹相談支援センター事業の推進

基幹相談支援センターでは、障がい者とその家族が、地域で安心して暮らすとともに、多様な社会参加を行うことができることを目的に活動を行う。

また、平成 28 年の障害者差別解消法の施行に向けて体制の整備等検討をすすめる。

1. 基幹相談支援センター業務
 - (1) 障がい者の総合相談とスクリーニング
 - (2) 相談支援事業所に対する支援
 - (3) 計画相談支援の推進（サービス等利用計画の評価・代替プラン等）
 - (4) 障がい者の地域移行・地域定着をすすめるための体制整備
 - (5) 当事者が障がい者等の相談支援を行うピアカウンセリングの推進
 - (6) 自立支援協議会の運営（事務局・部会運営）
 - (7) 事業所連絡会のコーディネート
 - (8) 基幹相談支援センターの周知のための取り組み
2. 障がい者虐待防止センター業務
 - (1) 障がい者虐待の通報受理
 - (2) 障がい者虐待への対応・防止活動
 - (3) 障がい者虐待防止のための広報・啓発活動
3. 権利擁護支援センター業務
 - (1) 成年後見制度の利用支援

- (2) 市民後見人の養成及び活動支援
- (3) 法人後見の運用
- 4. 障害支援区分認定調査業務
 - (1) 障害支援区分認定調査の実施

〔10〕 広報宣伝活動の推進と備品の貸し出し

社協事業や地域福祉についての理解を深めるため、活動を周知し、必要な人に必要な情報が届くように的確な情報提供を行う。広報や情報提供をより広い対象に効果的に行うため、ホームページの更新に努める。また市民の福祉活動の充実のため備品の貸し出しを行う。

- 1. 広報紙『社協だより』の発行と配布 年6回
- 2. 社協『ホームページ』による福祉情報の発信
- 3. 福祉啓発 DVD 等の貸し出し
- 4. 社協備品の貸し出し
- 5. その他、社会福祉に関する情報の提供

〔11〕 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の十分でない高齢者や障がい者の生活にかかわる相談に応じたり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を通じて、日常生活のサポートを行い要援護者の自立を支援する。

〔12〕 社会福祉協議会会員組織の充実と自主財源の強化

市民の地域福祉活動に対する理解と認識をより一層深め、『社協会員』の継続加入と新規加入を促進し、自主財源の確保を図る。

〔13〕 共同募金事業の推進

地域福祉活動を支えるとともに助け合いの精神を伝える募金活動を推進する。

- 1. 共同募金の周知、依頼、受付、報告
- 2. 街頭募金の実施

〔14〕 低所得世帯への支援

低所得世帯の自立を支援する目的で大阪府社協の実施する『大阪府生活福祉資金』等の貸付業務を、市の生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら実施する。

- 1. 貸付業務（申請受付）の実施
- 2. 自立相談支援事業担当者や社会貢献支援員等、関係機関との連携

〔15〕 民生委員児童委員協議会との連携

泉佐野市民児協では、住民の立場に立った「寄り添う」身近な相談・支援活動を行っている。また従前より、高齢者や障がい者、子育て世帯や子どもの見

守り活動、さらには災害に備えたまちづくりに取り組むなど、地域福祉の推進に努めている。引き続き、民生委員児童委員協議会と協働による地域福祉の向上を推進する。

〔16〕 市立社会福祉センターの管理運営

老人福祉及び地域福祉を推進する活動拠点としての当センターの管理運営は、泉佐野市から当社協が引き続き平成 31 年度までの 5 年間を受託する。市民に親しまれる“福祉センター”として次の項目に留意して運営を推進する。

1. 市民の誰もが気軽に集え、安全に利用しやすい環境づくりに努める。
2. 効果的・効率的に施設の維持管理をするとともに、経費の節減に努める。
3. 職員と利用者が協働して、人権と防災意識の高揚に務める。
4. 高齢者・障がい者の交流機会づくりに努める。